

一般社団法人但馬アスリートクラブ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人但馬アスリートクラブと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を兵庫県朝来市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、陸上競技を軸とした各種スポーツ教室や、幅広い市民スポーツの参加の機会と場所の提供に関する事業を行い、地域住民の健康維持・増進及び青少年の健全育成に寄与するとともに、スポーツの振興を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 総合型地域スポーツクラブの企画・運営・コンサルティングに関する事業
- (2) 各種スポーツ選手の育成に関する事業
- (3) スポーツ指導者の育成に関する事業
- (4) 国・公共団体・学校及び各種団体へのスポーツ指導者の派遣に関する事業
- (5) スポーツ及び健康増進活動の企画、運営に関する事業
- (6) スポーツ施設等の設置・管理・運営に関する事業
- (7) スポーツのクラブ事業の広報活動に関する事業
- (8) スポーツを通じた国際交流活動に関する事業
- (9) 障害者のスポーツの普及、啓発に関する事業
- (10) その他、当法人の目的を達成するための事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 当法人は、理事会、監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した者

(入会)

第8条 正会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員となる。

2 賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込みをしたときに賛助会員となる。特に条件は求めない。

(入会金及び会費)

第9条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意でいつでも退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第19条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(抛出金品の不返還)

第13条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款で定める事項

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集の請求をすることができる。

2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。

2 代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員数の半数以上であって、総正会員数の

議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定めた事項

(議決権)

第20条 各正会員は、各1個の議決権を有する。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名捺印する。

(社員総会規則)

第22条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員

(役員の設定等)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

(選任等)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

2 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

3 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事または使用人であるものその他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、辞任または任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任されたものが就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事・職務権限)

第26条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(監事の職務権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第28条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを解任することができる。ただし、監事を解任する決議には、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。この場合、その役員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第29条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては社員総会に決議により別に定める支給の基準に従って算定した額を報酬として支給できる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第30条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

(取引の制限)

第31条 理事が、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己または第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第32条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、採決に加わることができない理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

2 理事会の決議を省略したときは、決議あったものとみなされる事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議のあったものとみなされた日及び議事録の作成に係る職務を行

った理事の氏名を議事録に記載又は記録しなければならない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名捺印する。

第6章 基金

(基金の拠出)

第40条 当法人は、社員または第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第41条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会が別に定める基金取扱規定による。

(基金の拠出者の権利)

第42条 拠出された基金は、前条の基金取扱規定で定める期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第43条 基金の拠出者に対する返還は、変換する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、基金の返還を行う場所その他の必要な事項は、理事会において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第44条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

3 当法人が、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に基づく公益認定を受けた場合において、第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第46条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書
- (4) 財産目録
- (5) 正味財産増減計算書

2 前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第47条 当法人は剰余金の分配を行わない。

(残余財産の帰属)

第48条 当法人が解散(合併または破産による解散を除く)したときに残存する財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決をもって変更することができる。

2 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第50条 当法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正社員の半数以上であって、総正社員の議決権が3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

第9章 専門委員会

(委員会)

第51条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、各種専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会の名称、組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 附則

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第53条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の設立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第54条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

兵庫県養父市八鹿町八鹿 1530 番地 1 メゾンリジュール A201 号室

設立時社員 後藤 知宏

兵庫県養父市八鹿町八鹿 1530 番地 1 メゾンリジュール A201 号室

設立時社員 後藤 満依

兵庫県朝来市和田山町宮田 43 番地

設立時社員 後藤 昌宏

兵庫県朝来市和田山町寺内 768 番地 60

設立時社員 藤岡 悠

兵庫県豊岡市日高町山宮 1395 番地の 8

設立時社員 安岡 広志

兵庫県養父市三谷 205 番地 3

設立時社員 小林 毅司

兵庫県豊岡市日高町道場 191 番地

設立時社員 太田 優希

兵庫県朝来市和田山町寺谷 44 番地

設立時社員 伊達 貴志

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第55条 当法人の設立時理事及び代表理事は、次のとおりである。

設立時理事 後藤 知宏

設立時理事 安岡 広志

設立時理事 藤岡 悠

設立時代表理事 後藤 知宏
設立時監事 伊藤 美咲

(法令の準拠)

第56条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

平成 28 年 12 月 8 日

以上、一般社団法人但馬アスリートクラブ設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

設立時社員 後藤 知宏

設立時社員 後藤 満依

設立時社員 後藤 昌宏

設立時社員 藤岡 悠

設立時社員 安岡 広志

設立時社員 小林 毅司

設立時社員 太田 優希

設立時社員 伊達 貴志